

1 犯罪被害者等の支援に係る経過等

（国の動き）

平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定、平成17年に「犯罪被害者等基本計画」を策定、令和3年に「**第4次犯罪被害者等基本計画**」を閣議決定し、その中で、**地方公共団体による犯罪被害者支援等条例の制定促進**が盛り込まれた。

（北海道の動き）

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、平成30年に「**北海道犯罪被害者等支援条例**」を制定した。

（栗山町の動き）

令和5年と令和6年に、札幌方面栗山警察署より犯罪被害者等支援条例（特化条例）の制定に関する相談・説明を受けた後、条例整備を検討するための視察や犯罪被害者等支援特化条例制定説明会への出席、議会や関係課、栗山町生活安全推進協議会への説明を行った。



犯罪被害者支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

2 犯罪被害者等支援条例の現状

犯罪被害者等支援条例の制定状況は、次のとおり。

	自治体数 (都道府県含む 自治体)	制定自治体数 (自治体)	割合 (%)
全 国	※ 1, 7 8 8	8 4 7	4 7. 4
北 海 道	1 7 9	5 4	3 0. 2
空 知 管 内	2 4	5	2 0. 8
南空知（市町）	9	1	1 1. 1

※ 45都道府県、23特別区、792市、743町、183村 計 1,788自治体
 ※ 全国は令和6年10月現在、北海道・空知管内・南空知は令和7年3月現在
 ※ 空知管内では、「月形町」「浦臼町」「秩父別町」「沼田町」「北竜町」「妹背牛町」「雨竜町」の7町

4 「犯罪被害者等支援条例」制定に向けた検討体制

「犯罪被害者等支援条例」制定に向けた検討にあたっては、町民の生活安全対策に関する審議機関である「**栗山町生活安全推進協議会**」において検討・協議を行う。

【栗山町生活安全推進協議会 委員構成】

団体・機関名	
栗山町防犯協会	栗山町交通安全協会
栗山町暴力追放運動推進協議会	栗山町青少年育成会
栗山町 PTA 連合会	栗山地区保護司会栗山分区
栗山町民生委員児童委員協議会	栗山町消費者協会
栗山更生保護女性会	栗山町老人クラブ連合会
栗山町校長会	栗山商工会議所
そらち南農業協同組合	栗山町社会福祉協議会

3 犯罪被害者等支援条例の必要性

国民の誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となり得ることから、**地域におけるセーフティネット機能を強化**していく必要があり、**町や町民等の責務の明確化や犯罪被害者等支援に関する理解の促進**を図っていく必要がある。

また、犯罪被害者等に対しては、国の犯罪被害給付制度や警察におけるカウンセリング等の支援はあるが、**支給までに時間を要することや捜査期間のみの支援**になるなどの課題があり、迅速かつ持続的・継続的な経済支援や長期的な生活支援も必要である。

5 今後の取り組み

町民への説明、条例（案）原案の作成、検討組織による協議などを実施した後、議員等への説明、議会への提案及び議決を経て、条例の制定を目指す。

【問い合わせ】
環境生活課生活安全グループ
電話：0123-73-7510